

# 北海道教育大学オープンアクセス方針

令和6年11月5日  
学術リポジトリ委員会 制定

(オープンアクセス)

第1条 北海道教育大学（以下「本学」という。）は、教育・研究成果が人類社会の持続的発展の基礎となる共通の知的資産として広く共有されることにより、分野を超えた新たな知見の創出、効率的な研究の推進、当該成果への理解促進、及び当該成果の更なる普及を図るため、本学の教育・研究活動における成果物について、広く利活用を可能とする措置（以下「オープンアクセス」という。）を講ずるものとする。

(オープンアクセスの対象)

第2条 オープンアクセスの対象となる成果物は、リポジトリ（国立大学法人北海道教育大学学術リポジトリ管理運営規則（平成19年規則第92号）第1条の規定により設置された学術リポジトリをいう。）に登録された論文、研究データ等の成果物（以下「コンテンツ」という。）とする。

2 コンテンツは、以下の成果物により構成する。

- (1) 本学の役員、教職員、大学院学生その他これに準ずる者（以下「本学教職員等」という。）が、本学在籍中に発表した論文その他の成果物
- (2) 本学教職員等が著作権を有していない論文その他の成果物のうち、本学がリポジトリへの登録を許可したもの

3 前項の規定にかかわらず、以下の成果物はコンテンツを構成しない。

- (1) 第三者が著作権又はオープンアクセスに係る利用についての許諾の権限を有する成果物であって、当該第三者から当該許諾を得られない成果物
- (2) 機密保持、プライバシー保護、当該成果物の財産的価値の保全等の理由により、オープンアクセスの対象とすることが不適切であると認められる成果物

(オープンアクセスに係る利用等)

第3条 コンテンツについては、本学ホームページ内のリポジトリのページにアクセスして、閲覧し、又はダウンロードすることができるものとする。ただし、ダウンロードしたコンテンツの利用については、著作権を侵害しない範囲に限るものとする。

2 オープンアクセスに係る利用については、無償とする。

第4条 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、学術リポジトリ委員会が別に定める。

附 則

この方針は、令和6年11月5日から施行する。